

# 各種制度・手当

## 児童手当

お問い合わせ先

子育て福祉課子育て支援係 ☎ 32-0517

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度です。手当を受けるためには、手続きが必要です。

出生、転入等により受給資格が生じた場合は、市役所の窓口で手続きをしてください。詳しくは係へお問い合わせください。

### 手当の月額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たりの月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円

※特例給付の対象者は一律 5,000 円を支給

【手 当 の 支 払 い】 毎年2月・6月・10月（それぞれの前月分までを支払います。）

【手続きに必要なもの】 ①請求者の銀行等の口座番号がわかるもの

②請求者の健康保険証等

③保護者のマイナンバーがわかるもの

④ご家族の事情により、その他の書類が必要となることがあります。

## 子ども医療費（乳幼児）公費負担制度

お問い合わせ先

市民課国保年金係 ☎ 32-4004

【受給資格者】 満6歳に達する日以後の最初の3月末日までの乳幼児

【給付対象】 保険診療により支払った自己負担分の全額。ただし、附加給付金や他の公費負担がある場合は、その額を差し引きします。

【給付方法】 子ども医療証（乳幼児用）（市役所で申請が必要）と健康保険証を医療機関の窓口に提示してください。なお、県外では使用できませんが、子ども医療費支給申請書（市役所にあります）に必要書類（領収書等）を添付して市役所へ申請すると、保険対象内で支払った医療費が給付されます。※療養費支給証明が必要な場合があります。詳しくは、係へお問い合わせください。

【必要書類等】 申請書（市役所にあります）、乳幼児の健康保険証



## 子ども医療費(児童)公費負担制度

お問い合わせ先  
市民課国保年金係 ☎ 32-4004

- 【受給資格者】** 通院：小学1年生から中学3年生までの児童  
入院：小学1年生から中学3年生までの児童  
※いずれも所得制限なし
- 【給付対象】** 保険診療による窓口負担額から下記の自己負担分を差し引いた額  
自己負担（一医療機関につき）：通院 1,200円/月（上限） 入院 500円/日（月7日限度）
- 【給付方法】** 通院：子ども医療証(児童用)を発行します(市役所で申請が必要)。子ども医療証(児童用)と健康保険証を医療機関の窓口に表示してください。  
入院：医療証は発行しません。医療機関窓口で自己負担分を一旦全額お支払いいただき、後日、子ども医療費支給申請書(市役所にあります)に必要な書類(領収書等)を添付して市役所へ申請すると、保険対象内で支払った医療費(差額)が支給されます。  
※療養費支給証明書が必要な場合があります。詳しくは、係へお問い合わせください。
- 【必要書類等】** 申請書(市役所にあります)、児童の健康保険証

## 就学援助

お問い合わせ先  
教育委員会学校教育課学校教育係 ☎ 32-1007

- 経済的理由によって、就学が困難と認める小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などの援助を行います。※所得による審査があります。
- 【必要書類等】** 印鑑、所得課税証明書等、当該児童生徒の通帳の写し(口座振込みを希望する場合のみ)  
※毎年度、申請が必要です。

## 特別児童扶養手当

お問い合わせ先  
子育て福祉課子育て支援係 ☎ 32-0517

- 精神又は身体が法で定める程度以上の障がいの状態にある児童(20歳未満)を家庭において監護又は養育している人に支給されます(所得制限あり)。詳しくは、係へお問い合わせください。
- 【必要書類等】** ①認定請求書 ②請求者及び対象児童の戸籍謄本 ③世帯全員の住民票(続柄・本籍がわかるもの) ④診断書 ⑤請求者の銀行等の口座番号がわかるもの ⑥マイナンバーのわかるもの(請求者、配偶者、児童、扶養義務者のもの) ⑦児童の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(お持ちの場合) ⑧その他必要な書類 ※診断書を省略できる場合があります。

支給額	種類	手当月額(児童1人につき)
(令和4年4月1日現在)	1級(重度)	52,400円
	2級(中度)	34,900円

**【その他】** 毎年8月に更新の手続きが必要です。

## 障害児福祉手当

お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

精神または身体に、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の障がいのある人に支給されます。

ただし、施設に入所しているときは、支給されません。

- 【必要書類等】 ①認定請求書 ②医師の診断書 ③関係機関調査に対する承諾書 ④所得状況届  
⑤前年の所得証明書 ⑥請求者の属する世帯全員の記載がある住民票  
⑦身体障害者手帳、療育手帳等の写し ⑧同意書 ⑨通帳の写し

支給額（令和4年4月1日現在）

月 額
14,850 円（令和4年4月～）

【その他】 毎年8月に更新の手続きが必要です。

## 児童扶養手当

お問い合わせ先

子育て福祉課子育て支援係 ☎ 32-0517

父母が離婚・父（母）の死亡によって、父（母）と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です（所得制限あり）。手当を受けようとする人の認定請求に基づいて支給しますので、市役所の窓口で手続きをしてください。詳しくは、係へお問い合わせください。

- 【必要書類等】 ①認定請求書 ②請求者及び対象児童の戸籍謄本（離婚日について記載のあるもの）③世帯全員の住民票（続柄・本籍がわかるもの）④年金手帳 ⑤請求者の銀行等の口座番号がわかるもの ⑥マイナンバーがわかるもの（保護者、対象児童のもの）⑦その他必要な書類

支給額（令和4年4月1日現在）

児童数	階層	全部支給	一部支給
1人		43,070 円	所得に応じて決まります

※2人以上のときは、全部支給の場合は 10,170 円、3人以上のときは、1人増えるごとに 6,100 円加算されます。また、一部支給の場合は所得に応じて決まります。

【その他】 毎年8月に更新の手続きが必要です。

## ひとり親家庭等 医療費公費負担制度

お問い合わせ先

市民課国保年金係 ☎ 32-4004

【受給資格者】ひとり親家庭の親及び児童（18歳未満）並びに父母のいない児童（18歳未満）及びその児童を養育する配偶者のない者（所得制限あり）

【給付対象】保険診療による窓口負担額から下記の自己負担分を差し引いた額  
自己負担（一医療機関につき）：通院 800円／月（上限） 入院 500円／日（月7日限度）

【給付方法】ひとり親家庭等医療証（市役所で申請が必要）と健康保険証を医療機関の窓口に提示します。なお、県外では使用できませんが、ひとり親家庭等医療費支給申請書（市役所にあります）に必要書類（領収書等）を添付して市役所へ申請することにより、支払った医療費が給付されます。

※療養費支給証明書が必要な場合があります。詳しくは、係へお問い合わせください。

【必要書類等】申請書（市役所にあります）、戸籍謄本（親と児童が記載されているもの）、健康保険証のコピー、所得証明書（その年の1月1日に宮若市に住所がなかった場合に必要）

【その他】毎年8月に更新の手続きが必要です。



妊娠・  
生まれたら

医療機関

困った時の  
相談窓口

親子交流の場

はじめての  
集団生活

子育て  
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに  
役立つ情報